

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（附則第七十四条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>第七条 特定核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。）を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。</p>	<p>第七条 特定核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第五項に規定する特定核燃料物質をいう。）を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。</p>

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（附則第七十五条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）</p> <p>第三十七条 租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。）について、同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第二百二十四条第四項の規定により同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「平成二十二年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、租税特別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規定又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規定は、適用しない。</p> <p>一 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋（同条第二項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この号及び次項第一号において「住宅用家屋」という。）の新築（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。次項第一号及び第三項において同じ。）又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして平成二十三年三月十日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることによりこれらの規定の適用を受けた場合において、当該住宅</p>	<p>（東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例）</p> <p>第三十七条 租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金（以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。）について、同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第二百二十四条第四項の規定により同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「平成二十二年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、租税特別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規定又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規定は、適用しない。</p> <p>一 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は平成二十二年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋（同条第二項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この号及び次項第一号において「住宅用家屋」という。）の新築（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。次項第一号及び第三項において同じ。）又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして平成二十三年三月十日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることによりこれらの規定の適用を受けた場合において、当該住宅</p>

用家屋が東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなったとき、又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等（同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示をいう。以下第五十条までにおいて同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日（同年一月一日から同年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者にあつては、平成二十四年十二月三十一日。以下この項及び次条第一項において同じ。）までにその居住の用に供することができなくなったとき。

イ・ロ（略）

二・三（略）

2）4（略）

用家屋が東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなったとき、又は当該住宅用家屋が警戒区域設定指示等（同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示をいう。以下第五十条までにおいて同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによつて同年十二月三十一日（同年一月一日から同年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者にあつては、平成二十四年十二月三十一日。以下この項及び次条第一項において同じ。）までにその居住の用に供することができなくなったとき。

イ・ロ（略）

二・三（略）

2）4（略）

改正案	現行
<p>（原子力被害応急対策基金）</p> <p>第十四条 地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）又は関係法令の規定に基づいて地方公共団体が行う応急の対策に関する事業並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第四項及び第六項の措置の対象となり得る地方公共団体の事業（その区域内の経済社会若しくは住民の生活への平成二十三年原子力事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う応急の対策に関する事業に限る。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（原子力被害応急対策基金）</p> <p>第十四条 地方公共団体が、平成二十三年原子力事故による被害について原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）又は関係法令の規定に基づいて地方公共団体が行う応急の対策に関する事業及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第四項の措置の対象となり得る地方公共団体の事業（その区域内の経済社会若しくは住民の生活への平成二十三年原子力事故による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う応急の対策に関する事業に限る。）に要する経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（負担金の納付）</p> <p>第三十八条 原子力事業者（次に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）であつて、原子炉の運転等（賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。）をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。</p> <p>一 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下この号及び次号において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。）に係る原子炉等規制法第二十三条第一項の許可を受けた者</p> <p>二 実用再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二十一条第九項に規定する再処理をいう。）を行うものとして政令で定めるものをいう。）に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（負担金の納付）</p> <p>第三十八条 原子力事業者（次に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）であつて、原子炉の運転等（賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。）をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。</p> <p>一 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。次号において「原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。）に係る同項の許可を受けた者</p> <p>二 実用再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二十一条第八項に規定する再処理をいう。）を行うものとして政令で定めるものをいう。）に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（負担金の納付）</p> <p>第三十八条 原子力事業者（次に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）であつて、原子炉の運転等（賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。）をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。</p> <p>一 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下この号及び次号において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。）に係る原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者</p> <p>二 実用再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二十一条第十項に規定する再処理をいう。）を行うものとして政令で定めるものをいう。）に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（負担金の納付）</p> <p>第三十八条 原子力事業者（次に掲げる者（これらの者であつた者を含む。）であつて、原子炉の運転等（賠償法第二条第一項に規定する原子炉の運転等のうち第一号に規定する実用発電用原子炉又は第二号に規定する実用再処理施設に係るものをいう。以下同じ。）をしているものをいう。以下同じ。）は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。</p> <p>一 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下この号及び次号において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。次号において同じ。）に係る原子炉等規制法第二十三条第一項の許可を受けた者</p> <p>二 実用再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち実用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二十一条第九項に規定する再処理をいう。）を行うものとして政令で定めるものをいう。）に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者</p> <p>2 4 （略）</p>

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）（附則第七十九条関係）  
 （傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定市町村の指定等）</p> <p>第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となつた区域をその区域を含む市町村であつて、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（指定市町村の指定等）</p> <p>第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となつた区域をその区域を含む市町村であつて、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>2～5（略）</p>

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（附則第八十条関係）（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第五章並びに附則第二条、第五条、第十四条及び第十五条（経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十九条第一項第五号の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>三（略）</p> <p>（経済産業省設置法の一部改正）</p> <p>第十五条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。</p> <p>第十八条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、調達価格等算定委員会とする。</p> <p>第十九条第一項第五号中「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）」を削り、第四章第二節第二款同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（調達価格等算定委員会）</p> <p>第十九条の二 調達価格等算定委員会については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第五章並びに附則第二条、第五条、第十四条及び第十五条（経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十九条第一項第四号の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>三（略）</p> <p>（経済産業省設置法の一部改正）</p> <p>第十五条 経済産業省設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。</p> <p>第十八条に次の一項を加える。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、調達価格等算定委員会とする。</p> <p>第十九条第一項第四号中「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）」を削り、第四章第二節第二款同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（調達価格等算定委員会）</p> <p>第十九条の二 調達価格等算定委員会については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律</p>



第百八号。これに基づく命令を含む。( )の定めるところによる。

第百八号。これに基づく命令を含む。( )の定めるところによる。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（附則第八十二関係）  
 （傍線部は改正部分）

改正案

現行

（除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管）

第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となつた者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなく当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

（除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管）

第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となつた者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなく当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

2～5 （略）

2～5 （略）

（原子力安全委員会の意見）

第五十六条 削除

第五十六条 環境大臣は、第二十条、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第二項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項の環

境省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）（附則第八十三条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別職給与法の特例）</p> <p>第十七条 特例期間においては、特別職給与法第一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、国家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使（国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。） 百分の二十</p> <p>三 検査官（会計検査院長を除く。）、人事官（人事院総裁を除く。）、特別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、国家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取引委員会委員、同条第十四号から第四十一号までに掲げる者（原子力規制委員会委員長を除く。）、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使（前号に掲げる者を除く。）及び特命全権公使 百分の十</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（特別職給与法の特例）</p> <p>第十七条 特例期間においては、特別職給与法第一条第一号から第四十四号までに掲げる国家公務員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる国家公務員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国務大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣、国家公務員倫理審査会の常勤の会長、公正取引委員会委員長、宮内庁長官及び特命全権大使（国務大臣又は副大臣の受ける俸給月額と同額の俸給月額を受けるものに限る。） 百分の二十</p> <p>三 検査官（会計検査院長を除く。）、人事官（人事院総裁を除く。）、特別職給与法第一条第七号から第九号までに掲げる者、大臣政務官、国家公務員倫理審査会の常勤の委員、公正取引委員会委員、同条第十四号から第四十一号までに掲げる者、侍従長、東宮大夫、式部官長、特命全権大使（前号に掲げる者を除く。）及び特命全権公使 百分の十</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第七十条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。</p> <p>イ～二（略）</p> <p>五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となつてい る区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第二項又は第五項の 規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に 対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込み であるとされた区域をいう。</p> <p>（特定健康診査等に関する記録の提供）</p> <p>第二十七条 健康管理調査の対象者が加入している保険者（高齢者の医療 の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定 する保険者をいう。）又は後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、原子力規制委員会規則で定 めるところにより、当該調査対象者の同意を得ている場合において、福 島県から求めがあったときは、当該保険者又は後期高齢者医療広域連合</p>	<p>（定義）</p> <p>第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 避難解除区域 原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項若しくは第五項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が福島の市町村長又は福島県知事に対して行った次に掲げる指示（以下「避難指示」という。）の対象となった区域のうち当該避難指示が全て解除された区域をいう。</p> <p>イ～二（略）</p> <p>五 避難解除等区域 避難解除区域及び現に避難指示の対象となつてい る区域のうち原子力災害対策特別措置法第二十条第三項又は第五項の 規定により原子力災害対策本部長が福島の市町村長又は福島県知事に 対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込み であるとされた区域をいう。</p> <p>（特定健康診査等に関する記録の提供）</p> <p>第二十七条 健康管理調査の対象者が加入している保険者（高齢者の医療 の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定 する保険者をいう。）又は後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、環境省令で定めるところに より、当該調査対象者の同意を得ている場合において、福島県から求め があったときは、当該保険者又は後期高齢者医療広域連合が保存してい</p>

が保存している当該調査対象者に係る特定健康診査（同法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）又は健康診査（同法第二百五条第一項に規定する健康診査をいう。）に関する記録の写しを提供しなければならない。

（主務省令）

第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

附 則

第四条 削除

る当該調査対象者に係る特定健康診査（同法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）又は健康診査（同法第二百五条第一項に規定する健康診査をいう。）に関する記録の写しを提供しなければならない。

（主務省令）

第七十二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府、復興庁又は各省の内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

附 則

（調整規定）

第四条 原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第四条第四号及び第五号並びに第二十七条の規定の適用については、第四条第四号中「第二十条第三項若しくは第五項」とあるのは「第二十条第三項」と、同号イ中「第二十条の四第一項又は同法第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第

二項」と、同条第五号中「第二十条第三項又は第五項」とあるのは「第二十条第三項」と、第二十七条中「環境省令」とあるのは「経済産業省令」とする。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第八十五条関係）

（傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第十二章（略）</p> <p>第十三章 環境省関係（第二百六十六条 第二百七十三条の二）</p> <p>第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（原子力規制委員会設置法の一部改正）</p> <p>第二百七十三条の二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第二項を次のように改める。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。</p> <p>第二十一条を次のように改める。</p> <p>第二十一条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十二章（略）</p> <p>第十三章 環境省関係（第二百六十六条 第二百七十三条）</p> <p>第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>「新設」</p>



改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四条（略）            2（略）            3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。            一 一十四（略）            一四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）            第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（第百五号第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。            一四の二の二 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）（第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。            一四の二の三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。            一四の三 一四六の二（略）            一四七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちのその実施に関するものを除く。）            一四八 一六二（略）            （設置）            第三十七條（略）</p>	<p>（所掌事務）            第四条（略）            2（略）            3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。            一 一十四（略）            「新設」            一四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）            第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。            一四の三 一四六の二（略）            一四七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。            一四八 一六二（略）            （設置）            第三十七條（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>(略)</p> <p>原子力委員会</p>	<p>(略)</p> <p>原子力基本法及び原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）</p>	<p>(略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>(略)</p> <p>原子力委員会 原子力安全委員会</p>	<p>(略)</p> <p>原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及び原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）</p>	<p>(略)</p>

改正案

現行

別表第一（第三条関係）

省	委員会	庁
（略）	（略）	（略）
環境省	原子力規制委員会	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第一（第三条関係）

省	委員会	庁
（略）	（略）	（略）
環境省	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三（第十六条、第十七条関係）

省	副大臣の定数	大臣政務官の定数
（略）	（略）	（略）
環境省	二人	二人
（略）	（略）	（略）

別表第三（第十六条、第十七条関係）

省	副大臣の定数	大臣政務官の定数
（略）	（略）	（略）
環境省	一人	一人
（略）	（略）	（略）

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（附則第九十条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 削除</p> <p>第六款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七十一（略）</p> <p>七十二及び七十三 削除</p> <p>七十四 放射線による障害の防止に関すること（放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることにすることを除く。）</p> <p>七十五～九十七（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 <u>放射線審議会（第十九条）</u></p> <p>第六款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七十一（略）</p> <p>七十二 <u>試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。</u></p> <p>七十三 <u>原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。</u></p> <p>七十四 放射線による障害の防止に関すること。</p> <p>七十五～九十七（略）</p>

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会

「削る」

独立行政法人評価委員会

第五款 削除

第十九条 削除

(原子力事務所)

第二十五条 (略)

2 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十八号、第七十一号、第七十四号、第七十五号及び第九十七号に掲げる事務を分掌する。

3・4 (略)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会

放射線審議会

独立行政法人評価委員会

第五款 放射線審議会

第十九条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(原子力事務所)

第二十五条 (略)

2 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十八号、第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号に掲げる事務を分掌する。

3・4 (略)

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（附則第九十一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（第三節）（略）</p> <p>第四節 削除</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（六十九）（略）</p> <p>七十一から七十五まで 削除</p> <p>七十六（九十七）（略）</p> <p>第四節 削除</p> <p>第二十五条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（第三節）（略）</p> <p>第四節 <u>地方支分部局（第二十五条）</u></p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（七十）（略）</p> <p>七十一 <u>国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。</u></p> <p>七十二及び七十三 削除</p> <p>七十四 <u>放射線による障害の防止に関すること（放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関することを除く。）。</u></p> <p>七十五 <u>放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。</u></p> <p>七十六（九十七）（略）</p> <p>第四節 <u>地方支分部局</u></p> <p>（原子力事務所）</p> <p>第二十五条 <u>文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置く。</u></p> <p>2  <u>原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十八号、</u></p>

第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号に掲げる事務を分掌する。

3| 原子力事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4| 原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等（第六条 <u>第八条</u>）</p> <p>第三節 地方支分部局（<u>第九条</u> <u>第十三条</u>）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 資源エネルギー庁</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 審議会等（<u>第十八条</u> <u>第二十条</u>）</p> <p>「削る」</p> <p>第三節 特許庁（<u>第二十一条</u> <u>第二十三条</u>）</p> <p>第四節 中小企業庁（<u>第二十四条</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第二十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>「削る」</p> <p><u>十二</u>～<u>十九</u>（略）</p> <p><u>二十</u> <u>第十二号</u>から前号までに掲げるもののほか、通商に関すること。</p> <p><u>二十一</u>～<u>三十七</u>（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等（第六条 <u>第十一条</u>）</p> <p>第三節 地方支分部局（<u>第十二条</u>・<u>第十三条</u>）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 資源エネルギー庁</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款 審議会等（<u>第十八条</u> <u>第十九条</u>の二）</p> <p>第三款 特別の機関（<u>第二十条</u> <u>第二十二条</u>）</p> <p>第三節 特許庁（<u>第二十三条</u> <u>第二十五条</u>）</p> <p>第四節 中小企業庁（<u>第二十六条</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第二十七条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p><u>十二</u> 削除</p> <p><u>十三</u>～<u>二十</u>（略）</p> <p><u>二十一</u> <u>第十三号</u>から前号までに掲げるもののほか、通商に関すること。</p> <p><u>二十二</u>～<u>三十八</u>（略）</p>
---	---



「削る」

三十八～四十三 (略)

四十四 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の  
所掌に係る保安の確保に關すること。

四十五～五十五 (略)

「削る」

「削る」

「削る」

五十六～六十 (略)

2 (略)

(設置)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省  
に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるもの  
とし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の  
定めるところによる。

名称	法律
日本工業標準調査会	工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)
計量行政審議会	計量法(平成四年法律第五十一号)
中央鉱山保安協議会	鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)
独立行政法人評価委 員会	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三 号)

三十九 削除

四十～四十五 (略)

「新設」

四十六～五十六 (略)

五十七 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに  
発電用原子力施設に關する規制その他これらの事業及び施設に關する  
安全の確保に關すること。

五十八 エネルギーとしての利用に關する原子力の安全の確保に關する  
こと。

五十九 火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の  
所掌に係る保安(以下「産業保安」という。)の確保に關すること。

六十～六十四 (略)

2 (略)

(設置)

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省  
に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。  
日本工業標準調査会  
計量行政審議会

独立行政法人評価委員会

(産業構造審議会)

第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)、航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)、小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 (略)

第三節 地方支分部局

(設置)

第九条 本省に、次の地方支分部局を置く。

経済産業局

産業保安監督部

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇産業保安監督事務所を置く。

「削る」

「削る」

(産業構造審議会)

第七条 産業構造審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)、航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)、自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)及び小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 (略)

「新設」

(日本工業標準調査会)

第九条 日本工業標準調査会については、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号) これに基づく命令を含む。( )の定めるところによる。

(計量行政審議会)

第十条 計量行政審議会については、計量法(平成四年法律第五十一号) これに基づく命令を含む。( )の定めるところによる。

(独立行政法人評価委員会)

第十一条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法(平

成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

### 第三節 地方支分部局

#### (経済産業局)

第十二条 本省に、地方支分部局として、経済産業局を置く。

2| 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十三号、第十四号、第四十八号、第五十九号及び第六十三号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

3| 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十五条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4| 経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5| (略)

(支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)

第十三条 (略)

2 (略)

#### 「新設」

(経済産業局)

第十条 「削る」

経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

2| 経済産業局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第十七条、第二十三条又は中小企業庁設置法第四条に規定するものについては、それぞれ資源エネルギー庁長官、特許庁長官又は中小企業庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3| 経済産業局は、第一項に規定する経済産業局に属させられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4| (略)

(支局、通商事務所、アルコール事務所又は石炭事務所)

第十一条 (略)

2 (略)

(産業保安監督部等)

第十二条 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、経済産業省の所掌事務のうち、第四条第一項第四十四号及び第六十号に掲げる事務を分掌する。

2| 産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

- 3| 産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。
- 4| 那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 5| 那覇産業保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。

(支部又は産業保安監督署)

第十三条 経済産業大臣は、産業保安監督部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、産業保安監督部の支部又は産業保安監督署を置くことができる。

2| 産業保安監督部の支部又は産業保安監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。

(任務)

第十六条 資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号に掲げる事務をつかさどる。

(総合資源エネルギー調査会)

第十九条 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 経済産業大臣の諮問に応じて鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総合的な施策に関する重要事項(次号に規定する重要事項を除く。)を調査審議すること。

「新設」

(任務)

第十六条 資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務とする。

(所掌事務)

第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十五号、第四十八号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。

(総合資源エネルギー調査会)

第十九条 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

一の二 経済産業大臣の諮問に応じて鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総合的な施策に関する重要事項(次号に規定する重要事項を除く。)並びに高圧ガス及び火薬類の保安に関する重要事項を調査審議すること。

三・四 (略)

五 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2・3 (略)

(調達価格等算定委員会)

第二十条 (略)

「削る」

「削る」

二・三 (略)

四 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2・3 (略)

(調達価格等算定委員会)

第十九条の二 (略)

第三款 特別の機関

(原子力安全・保安院)

第二十条 資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

2| 原子力安全・保安院は、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関とする。

3| 原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十七号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。

4| 原子力安全・保安院の長は、原子力安全・保安院長とする。

5| 原子力安全・保安院の職員（原子力安全・保安院長を除く。）の任免は、原子力安全・保安院長が行う。

6| 原子力安全・保安院の位置及び内部組織は、政令で定める。

(産業保安監督部等)

「削る」

第二十一条 原子力安全・保安院に、産業保安監督部を置く。  
2| 前項に定めるもののほか、当分の間、原子力安全・保安院に、那覇産業保安監督事務所を置く。

3| 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、原子力安全・保安院の所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を分掌する。

4| 産業保安監督部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

5| 産業保安監督部の内部組織は、経済産業省令で定める。

6| 那覇産業保安監督事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

7| 那覇産業保安監督事務所の内部組織は、経済産業省令で定める。

（産業保安監督部の支部又は産業保安監督署）

第二十二條 経済産業大臣は、産業保安監督部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、産業保安監督部の支部又は産業保安監督署を置くことができる。

2| 産業保安監督部の支部又は産業保安監督署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、経済産業省令で定める。

（長官）

第二十一条 （略）

（任務）

第二十二條 （略）

（所掌事務）

第二十三條 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第五十六号及び第五十八号に掲げる事務をつかさどる。

（長官）

第二十三條 （略）

（任務）

第二十四條 （略）

（所掌事務）

第二十五條 特許庁は、前条の任務を達成するため、工業所有権に関する出願書類の方式審査、工業所有権の登録、工業所有権に関する審査、審判及び指導その他の工業所有権の保護及び利用に関する事務並びに第四条第一項第七号、第六十号及び第六十二号に掲げる事務をつかさどる。

第二十四条 (略)

第五章 雜則

(職員)

第二十五条 (略)

第二十六条 (略)

第五章 雜則

(職員)

第二十七条 (略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十三（略）</p> <p>九十四 削除</p> <p>九十五 百二十八（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十三（略）</p> <p>九十四 実用船用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること。</p> <p>九十五 百二十八（略）</p>



改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 地方支分部局（第十二条）</p> <p>第四章 原子力規制委員会（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ることを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 環境基準（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。</p> <p>九～十九（略）</p> <p>十九の二 原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 環境省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 地方支分部局（第十二条）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を図ることを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。</p> <p>九～十九（略）</p> <p>「新設」</p>

二十〇二十四（略）

二十四の二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第 号）

第四条第一項に規定する事務

二十五（略）

第三章 本省に置かれる職及び機関

（設置）

第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

中央環境審議会

公害健康被害補償不服審査会

有明海・八代海等総合調査評価委員会

独立行政法人評価委員会

（地方環境事務所）

第十二条 本省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第五号、第六号、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。

3・4（略）

第四章 原子力規制委員会

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて環境省に置かれる外局は、原子力規制委員会とする。

2 原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

二十〇二十四（略）

〔新設〕

二十五（略）

第三章 環境省に置かれる職及び機関

（設置）

第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

中央環境審議会

公害健康被害補償不服審査会

有明海・八代海等総合調査評価委員会

独立行政法人評価委員会

（地方環境事務所）

第十二条 環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。

3・4（略）

〔新設〕

〔新設〕



改正案	現行
<p>附則</p> <p>（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 各省（総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第五号に掲げる機関）」とあるのは、</p> <p>「三 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁を除く。」とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>附則</p> <p>（他の法律の適用の特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三 各省（総務省にあつては、次号に掲げる機関を除く。）」とあるのは、</p> <p>「三 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁を除く。」とする。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に關すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に關することを含む。）を一体的につかさどることを目的とする。</p> <p>（任務）</p> <p>第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に關すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に關することを含む。）を任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に關することを含む。）を一体的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。</p> <p>（任務）</p> <p>第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に關することを含む。）を任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p>

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

五 放射線による障害の防止に関すること。

六 (略)

七 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

八～十三

2 (略)

(原子力事故調査)

第二十三条 原子力規制委員会は、第四条第一項第十号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一～六 (略)

2～4 (略)

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

「新設」

四 放射線障害の技術的基準の斉一を図ることに関すること。

五 (略)

「新設」

六～十一

2 (略)

(原子力事故調査)

第二十三条 原子力規制委員会は、第四条第一項第八号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一～六 (略)

2～4 (略)